多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和5年8月18日

大村市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			松原地区	無	R2年度　～　R6年度	南野岳集落
	○			萱瀬地区	無	R2年度　～　R6年度	米ノ山集落
	○			萱瀬地区	無	R2年度　～　R6年度	黒木集落
	○			鈴田地区	無	R2年度　～　R6年度	岩松集落